

新庄市運動競技大会出場選手奨励事業実施要綱

(目的)

第1条 市長は、各種大会に出場する選手、監督又はコーチ等（以下「選手等」という。）に対し、予算の範囲内において奨励金を支給することにより、新庄市におけるスポーツの発展と振興を図ることを目的とする。

(支給対象基準)

第2条 奨励金の支給の対象となる大会は、次の各号に掲げる大会とする。

(1) 国際大会

- ア オリンピック大会
- イ 世界選手権大会
- ウ アジア大会
- エ その他準ずる大会

(2) 全国大会

- ア 国民体育大会
- イ 全日本選手権大会
- ウ 全国高等学校総合体育大会
- エ その他準ずる大会

2 支給対象となる選手等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内の学校に通学する者、市内の事務所に通勤する者及び主に市内に住所を有するものによって構成される団体

(3) 学生で帰省地を市内に有する者

3 前項の規定にかかわらず、選手等が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 新庄市小中学校各種大会出場奨励費交付要綱の規定により支給をうけるとき

(2) 選手等が予選会又は選考会を経ずに第1項各号の大会に出場するとき

(3) 選手等が大学生の場合で、第1項第2号の大会に出場するとき

(支給額)

第3条 奨励金の額は、別表に掲げる額とする。

(奨励金の申請)

第4条 奨励金の支給を受けようとする者（団体等の場合はその代表者。以下「申請者」という。）は、第2条に掲げる大会が開催された年度内に、新庄市運動競技大会出場選手奨励金支給申請書（別記様式第1号）に、大会の開催要

項及び出場選手名簿を添付して市長に提出しなければならない。

(奨励金の支給)

第5条 市長は前条の申請があったときは、内容を審査のうえ奨励金を支給するものとする

(奨励金の返還)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により奨励金の支給を受けたときは、全額返還させるものとする。

別表

大会区分	区分	奨励金の額
国際大会	団体	500,000円以内
	個人	50,000円以内
全国大会	団体	100,000円以内
	個人	10,000円以内

附 則

この要項は、公布の日から施行する。